

令和5年7月4日

神戸市長 久元喜造 殿
兵庫県公安委員会委員長 澤田隆 殿

特定非営利活動法人 シンクキッズー子ども虐待・
性犯罪をなくす会 代表理事 後藤 啓二 (弁護士)
(野田市子ども家庭総合支援拠点機能充実専門委員
・東京都荒川区児童福祉審議会委員)

神戸市西区修くん死亡事件を貴重な教訓として、縦割りを排除し、児童相談所と警察署の緊密な連携を求める要望書

1 本年6月19日ころ神戸市で6歳の修くんの遺体が草むらに遺棄されるという事件が起きました。本件が虐待死かどうか、虐待を受けていたか等につき警察から発表がなされていない段階ですが、下記の経緯から、修くんは危険な家庭環境におかれ、虐待を受けていたのではないかとかなりの確率で推測されます。虐待を受けていたという前提に立ちますと、本件は、これまでの多くの虐待死事件同様、神戸市の児童相談所(児相)が、虐待リスクを極めて甘く判断し、警察に連絡せず、案件を抱え込んだまま対応した事件です。神戸市の児相は警察と全件共有し連携した活動を行っているはずですが、なぜ警察に連絡しなかったのか。警察に連絡していれば、かなりの確率でこのような結果にはならなかったのにと悔やまれてなりません。

(報道、記者会見等により判明した経緯)

- ① 母親の妊娠時から行政が支援
- ② 本家庭には修くんと母親と祖母、母親の弟と妹2人が同居(弟の同居は昨年末から)
- ③ 修くんは保育園にそれまで普通に通っていたが、本年2月ころから休みがちになりがちで、4月21日が最後の登園
- ④ 本年4月20日に保育園職員が尻と肩にあざを発見、修くんは「誰かからされた」と話し、保育園は同月24日に「虐待の疑い」として区役所に通報。同日、区職員が家庭訪問し、あざについて母親と祖母から心当たりがないと回答を得、修くんには会えず。
- ⑤ 5月1日、区職員が家庭訪問し、修くんに会うが(この日が面会最後)、あざは確認できず。母親から「子どもが祖母を殴るなど育てにくさがあり、児相で一時保護してほしい」と申し出あるも、翌日祖母から電話で「修くんが行きたくないと話している」と言われ、一時保護せず。同月9日、6月1日も、同様に祖母が「一時保護は不要」と回答

この間、神戸市の児相、区は、警察に連絡せず。付近住民は、母親の怒鳴り声や修くんが2階のベランダに閉め出され助けを求めているなどと取材に話している。

2 上記のような事情があれば、虐待のかなり危険な兆候と判断できるはずですが、神戸市は警察と虐待の疑いのある案件は全件共有する方針をとっているのですから、方針どおり警察に連絡していれば、上記の事情に加え、特殊な家族状況であり、保育園を退所し修くんの安否確認が外部からできないわけですから、警察はかなり危険な状況にあると判断し、家庭訪問し修くんの安否を確認、家族への指導を行うことはもちろん、付近住民からの聞き取りもかなりの確率で行ったことと思われます。そうしますと、住民は修くんの助けを求め声や家族の怒鳴り声を聞いていたわけですから、警察はその情報を直ちに児相に通報したことでしょう。児相はこのような情報を得たならば、虐待リスクをより危険と判断し、一時保護、あるいは最低でも、警察と連携しより多く家庭訪問し、修くんの安否を頻繁に確認するという対応を行ったでしょうから、このような悲惨な結果にはなりません。

3 警察と全件共有し、連携しての活動を行っているはずの神戸市の児相は、なぜ本件につき警察に通報しなかったのか、大いに疑問です。この点につき、「神戸市は虐待を確認した場合、全て警察に情報を共有しているが、今回はそもそも虐待があったと判断しておらず「通報を要する状況でなかった」(市担当者)という。」と報じられています(6月25日日経新聞)。もし、このコメントのとおりだとすれば、上記のようなかなり危険な家庭環境で、保育園からあざがあり、修くんが誰かからされたと話し、その後保育園を登園しなくなったという虐待の危険な兆候が数多くありながら、なぜ「そもそも虐待があったと判断しておらない」となるのか理解できません。また、神戸市の児相は、保護者からの相談案件については全件共有の対象外とするという方針とのことですが、そもそも、保護者からの相談案件であれば子どもが安全であるという保証は何もなく(本事件がまさにそのことを如実に示しています)、このような例外を設けることは子どもの安全を二の次にするもので、直ちに改められるべきですが、本件は保育園からの通報があったわけですから、この例外にも当たらないはずで、いずれにしても警察へ通報しないことを正当化する理由は見当たりません。

児相の虐待リスクの判断が極めて甘い上、縦割りの対応に終始したと指摘せざるを得ません。神戸市は警察と全件共有し連携して活動するという方針をとりながら、虐待リスクの判断を極めて甘くする運用、及び保護者からの相談案件は児相だけで対応して大丈夫だという縦割りで、子どもの安全を二の次にする運用は、警察と情報共有して連携した活動により守られる子どもの範囲を限定し、本件のような悲惨な事態を招いており、極めて遺憾です。

4 (1)児相や市町村が関与しながら、必要な対応をせず、子どもをみすみす虐待死に至らしめる事件は、東京都目黒区結愛ちゃん虐待死事件、岡山市真愛ちゃん虐待死事件、大阪府摂津市桜利斗ちゃん熱湯を浴びせての殺人事件等全国で数多く発生しています。その多くは、児相や市町村が、縦割りのまま、案件を抱え込み、警察に案件すら知らせず、親の反発をおそれてか、親の言い分どおりに、自ら保有するわずかな情報に基づき、自分たちだけで虐待リスクを甘く判断し、警察と連携してより頻繁に家庭訪問し子どもの安否を確認する、一時

保護するなど子どもを守るために必要な対応をしなかったことが原因です。本件もまさにそのような対応をしてしまった事件ということができません。

(2)児童虐待は児相だけで対応できるほど甘いものではありません。児相だけではわずかな情報しか把握できないわけですから、虐待リスクの正確な判断など不可能ですし、できることも極めて限られているのです。児相が、縦割りのまま案件を抱えこむことなく、すべての虐待の疑いのある案件を警察と共有し、警察の把握する情報も得た上でできる限り正確にリスク判断し、警察と連携した活動を行わなければ、到底子どもを守ることはできません。

そして、連携した活動を行うためには、児相と警察の双方が、リアルタイムで常時最新の状況を共有しておくことが必要です。連携すべき複数の機関の保有する情報に差があれば、リスク評価が異なることとなり、すれ違いが起り、十分な連携活動ができないからです。

しかしながら、現在は、神戸市の児相から警察への虐待案件の通報は、通告を受けた後に、1ヶ月分をまとめてその概要を一覧表で連絡するという方法で行われており、常時最新の状況が共有されていません。現行の情報共有の仕組みのままでは、警察も正確なリスク判断ができないことから、危険な状況にいる子どもを把握することができず、児童相談所と連携して速やかに家庭訪問するなど必要な対応をとることができない状況となっています。

児相と警察の双方が、お互いに虐待の疑いのある案件を把握すれば直ちに必要な情報をパソコンに入力することで(その後さらに情報を把握した場合も同様)、互いに最新の状況をリアルタイムで共有するというシステムとすれば、共有の漏れも遅れも生じませんし、警察、児相とも、情報共有に必要な業務負担が軽減され、業務の効率化を図ることができます。このようなシステムは、既に、埼玉県・さいたま市、千葉県、三重県等で整備され、神奈川県では本年補正予算で整備する予定で、全国的に広がりつつあります。

(3)さらに、本件では修くんとのお面会がわずかし行われていません。親が子どもに会わせようとしなないことはよく見受けられ、極めて危険な虐待の兆候です。そこで、子どもの安否が直接確認できない場合には、速やかに警察に連絡し、警察とともに家庭訪問するなど、家庭訪問の際に子どもの安否が確認できずとも、それで問題なしとする対応を絶無とすることが必要です(このような警察との連携は高知県等で整備済み)。また、一時保護解除後は危険な状況が続きますから、警察等多くの機関と連携して子どもを守る活動が必要です。さらに、虐待から子どもを守るためには、児相、警察のみならず市の各機関、学校その他の機関との連携が重要ですから、神戸市の各区に設置されている要保護対策地域協議会の実務者会議の構成員に警察を加え、その場での情報共有と連携した取組みを行うことが必要です。

そこで、神戸市、兵庫県警察には次の取組をお取りいただきますよう要望いたします。

(1) 児童相談所は、虐待の兆候が認められる案件について、独断で、安易に「虐待ではない」と判断することなく、また、保護者からの相談案件は警察と情報共有しないという運用を直ちに改め、すべての虐待の疑いのある案件については、リアルタイムで最新の情報を警察と共有し、連携して子どもを守る活動を行うものとする。そのため、児童相談所と各警察署の

間に情報システムを整備し、警察、児童相談所が虐待事件を把握した場合には、直ちに必要な情報をパソコンに入力することでリアルタイムですべての情報を共有する態勢を整備する。その後、家庭訪問、110番通報、住民・他機関からの通報、パトロール活動等により、新たな虐待の兆候をそれぞれの機関が把握した場合も同様とし、互いにすべての虐待案件につき常時最新の状況が把握できるようにする。

(2)警察は、上記(1)のシステムにより、虐待リスクが高く、速やかに家庭訪問し子どもの安否確認、親への指導が必要であると判断した案件については、直ちに児童相談所に連絡し、速やかに一緒に家庭訪問する等連携して子どもの安否確認と親への指導を行うこととする。

(3)児童相談所は、保護者が子どもの安否確認拒否、子どもが不在、親戚の家にいるなどと称し面会できない場合には、速やかに警察に連絡し、警察と連携して家庭訪問し、子どもの安否を確認し、けが・衰弱等している場合には緊急に子どもを保護するものとする。

(4)児童相談所は一保護解除事案については、事前に警察を含めた関係機関と協議し、家に戻した後の子どもの安全確保計画を策定し、児童相談所だけでなく、多くの関係機関が連携して子どもの安全を確保する態勢を整備する。

(5)神戸市の各区の要保護対策地域協議会実務者会議の構成員に警察を加え、その場ですべての虐待の疑いのある案件を構成員と共有する。

5 本事件、岡山市真愛ちゃん虐待死事件、東京都目黒区結愛ちゃん虐待死事件、千葉県野田市心愛さん虐待死事件等多くの事件から明らかなことは、児童虐待対応につき児相だけでリスク判断し、対応することは子どもにとり危険極まりないということです。児相だけでは把握できる情報はわずかで、できることも極めて限られているのですから当然です。

まずは、児相、警察、市町村、学校、病院、民生委員など関係する多くの機関が、縦割りを排し、各機関の保有する情報を共有し、できる限り正確に虐待リスクを判断できるようにすることが必要です。その上で、各機関がそれぞれの態勢、能力に応じたベストの力を発揮して、連携し適切な頻度で家庭訪問しての安否確認、子どもの泣き声、怒鳴り声が聞こえないか、子どもが外に出されてないかなど周辺の夜間パトロール、付近住民からの情報収集等子どもを守るための活動を行う態勢を整備しなければ、子どもの命を救うことはできません。そして、虐待事件が膨大な数に上る中、関係機関がリアルタイムで情報共有し連携して対応するには、職員の負担なく情報共有できるよう業務の省力化が必要です。書類を持参する、電話でいちいち連絡するという対応では、情報共有すらできません。そのためには、上記のようなシステムを整備することが必要不可欠で、全国的に整備が進められています。

救えたはずの子どもの命が救うことができないという事件を二度と起こさないため、速やかに本要望に応じていただきますよう何卒よろしくお願い申し上げます。。

(本件連絡先) NPO 法人シンクキッズー子ども虐待・性犯罪をなくす会

東京都千代田区神田神保町 1-29 市瀬ビル 2 階 代表理事 後藤啓二 03-6317-5298